

vol.48- 6 (通算 543号)

2018年9月号

# やどかり

2018年9月15日発行  
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可  
発行人 公益社団法人やどかりの里  
代表者 土橋 敏孝

〒337-0043 さいたま市見沼区中川562

TEL 048-686-0494

FAX 048-747-7030

URL <https://www.yadokarinosato.org/>

定価 50円(含会費)

## 夏が過ぎ 改めていのちを見つめる

8月は、6日の広島原爆忌、9日の長崎原爆忌、そして、15日は終戦記念日と平和といのちについて考える機会が多い。実際に戦争を体験した人たちは年々少なくなっていくが、体験者の話を聴き、それを次代の人々に語り継ぐことも大切な取り組みであろう。本号では、障害ゆえに軽んじられたいのち、障害ゆえに奪われたいのちに思いを馳せてみよう。

終戦の年、東京都立松沢病院の患者の死亡率は40.89%であったことはよく知られている(年初在院668名、年間入院501名、計1,169名中487名死亡)。東京都の井の頭病院では死亡率52.74%で、その多くが食糧不足による栄養失調だった。戦争はすべての国民のいのちの危機を招いたが、この死亡率の高さは障害ゆえにと言わざるを得ない。

また、精神科病院には戦争によって精神疾患を罹患し、家族や故郷に帰ることができず、故郷から離れてひっそりと暮らしたり、精神科病院で最期を迎えた未復員の人たちがいた。戦場で筆舌に尽くしがたい経験をし、精神疾患を罹患するのは、至極当然であろう。しかし、国に戻れば閉鎖的な精神科病院での長い年月が待っていた。こんな理不尽なことがあるのだろうか。

8月6日、広島原爆忌の同じ日に東京地方裁判所で優生保護法による強制手術を受け生殖機能を失った男性が国を訴えた裁判が始まった。優生保護法は日本国憲法のもと1948年に制定された。男性は14歳の春に何の説明も受けずに手術を受けた。姉の支援を受け裁判に立った原告は、長年連れ添った亡く

なった妻にも誰にも手術のことを言えなかった。姉とも今回の裁判をきっかけに初めて強制手術について話し合うことができた。姉もまた苦しんでいた。手術を受けた人だけでなく、家族をも長年苦しめてきたのだ。

この秋、呉秀三の足跡をたどる映画「夜明け前 呉秀三と無名の子供たちの100年」の上映会が本格始動する。呉秀三は私宅監置(座敷牢)の全国調査を行い、精神障害のある人が置かれる悲惨な状況を告発した。100年前のことだ。その後、民間精神病院が増加し、今では作りすぎた精神病床に認知症の人が5万3千人もいる。一般の病院より医師も看護師も少ない病棟の中で、認知症の人たちの回復は望めるのだろうか。

障害があることはかわいそう、気の毒という気持ちがどこかにありはしないか。その思いが、必要ないのちと不要ないのちを選別する思想につながる。私たちの内なる優生思想に向き合い、乗り越える努力が求められる。そのためには、まず社会にこそさまざまなバリアがあるのだと気づくことだ。

いのちを大切にすることとは、人と人とのつながりを大切にすることではないか。やどかりの里が50年近くの実践の中で希求し続けている「共に生きる社会」は、障害分野を越えての取り組みだ。1人1人の自律性や価値を尊重しながら、多様性を認め合う地域社会に向けた歩みこそ、やどかりの里の50周年の土台となろう。

### 参考文献

岡田靖雄：日本精神科医療史；医学書院，2002